

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第3号

「議員提出条例案」

令和4年6月27日

提出議案

会第 3 号 草津市議会基本条例の一部を改正する条例案 2

会第3号

草津市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年6月27日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

中嶋 昭雄

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

草津市議会基本条例の一部を改正する条例

草津市議会基本条例（平成26年草津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（広報広聴機能の充実）

第7条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市政全般にわたって自由に情報および意見を交換する機会を設け、積極的な広報および広聴に努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

本条例第7条では、旧来、「議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする」と規定していたものであり、本条例の制定以降、様々な手法で議会報告会を実施してきた。

さらに、感染症等により開催手法が制限される中であっても、従来形式にとらわれることなく、時代に即した柔軟な手法により広報広聴機能を充実させていくために、今回改正するものである。